

## 視能訓練士学科3年制課程 学科細則

(目的)

### 第1条

この細則は、学則および試験規定、学生規定に基づき、教育効果を促進し、社会貢献に寄与する医療人を育てるために定める。

(進級判定に関する方針)

### 第2条

1. 進級できる者は、当該学年における配置科目の全てを取得し、かつ総授業科目の出席すべき日数に対して出席率90%以上でなければならない(学則第10条2項より)。
2. 学則第10条に定める総授業科目とは、単位履修科目のみならず指定補講および学科行事すべてを含むものとする。
3. 科目の評価は、本試験を8割、平常評価を2割として科目評価とする。但し、別基準科目に関しては、担当講師より事前に説明を行なう。科目評価が不合格(59点以下)の科目については、再試験を行うがその評価は素点のみの評価となる。
4. 再試験の評価が、不合格(59点以下)の場合は、当該科目の単位を取得することが出来ない。
5. 最終的な進級判定は学則及び上記1、2、3、4項に基づき、学校長、常務理事を含む進級に関する判定委員会を設けて判定する。なお、当該配置科目については、最終進級判定会議までにその全てを取得できなければ原級留置となり、留年となる。

(臨地実習に関する方針)

### 第3条

臨地実習Ⅱに参加するには、下記条件を満たすことが必要である。

1. 臨地実習前試験に合格すること。
2. 臨地実習前試験とは、2年次後期に開講する授業科目「視能検査学総合実習Ⅱ」の単位認定試験をさす。
3. 2年次の出席すべき日数は、始講から11月30日までをさし、その出席率が90%以上であること。
4. 臨地実習への参加については、実習前試験の成績などを基に専門知識、態度などで総合的判定する。

(卒業判定に関する方針)

#### 第4条

1. 卒業できる者は、当該学年における配置科目の全てを取得し、かつ総授業科目の出席すべき日数に対して出席率90%以上でなければならない。なお卒業判定は、臨地実習および国家試験対策演習Ⅴの結果を総合的に判断し、それらの単位を取得したものに対して卒業認定を行なう（学則第10条2項より）。
2. 総授業科目の出席すべき日数とは、単位履修科目及び指定補講、学科行事、臨地実習期間中の登校日をさす。
3. 本学科の「国家試験対策演習Ⅴ(3単位)」単位履修試験は、1月から実施する模擬試験、卒業試験等をさす。なお、合格基準点は、国家試験の合格基準と同等とする。
4. 最終的な卒業判定は、学則および上記1、2、3項に基づき学校長、常務理事を含む卒業判定委員会において総合的に判定する。

#### 附則

この細則は、平成31年4月1日より実施する。